

2 具体的な取り組み

(1) 想定される被害シナリオに応じた対策

本計画では地震・津波対策に抜け落ちがないように多岐にわたる被害シナリオを想定し、それに対する対策を進めることとしています。また、揺れや津波等による様々な被害をあらかじめ想定することで、事前の対策が有効であるかを確認でき、防災・減災対策を進めるための県民の理解を深めていくことができます。

ア 地震発生から概ね6時間以内

地震の発生により建物等の倒壊や火災の発生が予想されます。また、沿岸部では津波による被害も想定されます。まずは、これらの事象から県民を守るための対策が中心となります。

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	強い揺れが発生する	県民自らが身を守る	⇒ 1-1 県民への情報提供・広報の推進 ⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練 ⇒ 2-4 地震津波の早期検知・伝達体制の整備 ⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保
	揺れにより死傷者が多数発生する (庁舎が被災する) (学校等が被災する) (医療、福祉機関が被災する) (事業所が被災する)	建物倒壊を防ぐ	⇒ 2-5 既存住宅の耐震化の促進 ⇒ 2-6 県・市町村有建築物の耐震化の推進 ⇒ 2-1 学校等の防災対策の促進 ⇒ 2-7 学校等の耐震化の促進 ⇒ 2-2 医療機関の防災対策の促進 ⇒ 2-3 社会福祉施設における地震防災対策の促進 ⇒ 2-8 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進 ⇒ 2-9 事業者施設の耐震化等の促進
	(室内の転倒落下物で負傷する)	室内転倒落下物に対する安全を確保する	⇒ 2-12 家庭や事業所における室内の安全対策の促進 ⇒ 2-11 学校等の室内の安全対策の促進 ⇒ 2-13 県有施設の室内の安全対策の推進
	(屋外の転倒落下物で負傷する) (医療機関が被災する)	屋外転倒落下物に対する安全を確保する(ケガを防ぐ) 医療機能を確保する	⇒ 1-1 県民への情報提供・広報の推進 ⇒ 2-8 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進
	(医療機関に負傷者が集中する) (要援護者が逃げ遅れる) (要継続治療患者の治療が中断する)	負傷者を受け入れる 要医療者、要援護者を救護する	⇒ 3-6 災害時の医療救護活動体制の整備 ⇒ 2-3 社会福祉施設における地震防災対策の促進 ⇒ 3-16 要配慮者の避難対策の推進 ⇒ 3-17 要配慮者の支援
	火災が発生する (木造住宅密集地で火災が発生し、延焼する) (石油・ガスの流出や火災が発生する) (避難場所へ延焼する)	早期に消火活動を実施する 延焼を防ぐ空間を確保する 石油・ガス等の流出を防ぐ 市街地火災にあわない場所へ避難する	⇒ 1-5 消防団体制の充実 ⇒ 1-3 自主防災組織の活性化 ⇒ 2-24 市街地における火災対策 ⇒ 2-23 燃料タンク等の安全対策の推進 ⇒ 2-24 市街地における火災対策

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)	
いのちを守る	土砂災害、水害(ダム、ため池決壊等)が発生する	災害を未然に防ぐ	⇒ 2-25 土砂災害対策	
			⇒ 2-26 ダム等の地震対策	
			⇒ 2-27 ため池の地震防災対策の推進	
		(液状化や地盤沈下が発生する)	堤防等の液状化対策や排水機能を確保する	⇒ 2-19 河川等における津波浸水対策の推進 ⇒ 2-18 海岸等の地震・津波対策の推進
	(土砂ダムが発生する)	安全な場所へ避難する	⇒ 2-25 土砂災害対策	
	(孤立集落が発生する)	連絡方法、手段を確保する	⇒ 3-10 孤立対策の推進	
	津波や火災などから逃げる	津波や火災などから逃げる	県民が津波の発生を迅速に知る	⇒ 2-4 地震津波の早期検知・伝達体制の整備
			県民自らが避難する	⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進 ⇒ 2-15 津波避難路・避難場所の整備
		(避難路が閉塞する)	避難路を確保する	⇒ 2-16 避難路・避難場所の安全の確保
		(避難場所で被災する)	避難場所の安全を確保する	⇒ 2-16 避難路・避難場所の安全の確保
		(津波火災が発生する)	石油・ガス等の流出を防ぐ	⇒ 2-23 燃料タンク等の安全対策の推進
			津波火災にあわない場所へ避難する	⇒ 2-24 市街地における火災対策
		(漂流物による被害が発生する)	漂流物等の流出を防ぐ	⇒ 2-21 津波による漂流物対策の推進
		(保管庫等から有害物質が流出する)	有害物質の流出を防ぐ	⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
		(避難が遅れて被災する)	津波を防ぎ避難時間を確保する	⇒ 2-18 海岸等の地震・津波対策の推進
				⇒ 2-20 陸こうの常時閉鎖の推進
				⇒ 2-19 河川等における津波浸水対策の推進
				⇒ 2-17 重要港湾の防波堤等の整備
				⇒ 2-29 防災関係の製品、技術の地産地消・研究開発、産業育成の促進
		(海岸堤防が壊れる)	耐震化を実施する	⇒ 2-18 海岸等の地震・津波対策の推進
		(水門、陸こうの閉鎖が間に合わない)	自動閉鎖化、常時閉鎖を行う	⇒ 2-20 陸こうの常時閉鎖の推進
				⇒ 2-17 重要港湾の防波堤等の整備
	(要配慮者が逃げ遅れる)	要配慮者の避難を支援する	⇒ 3-16 要配慮者の避難対策の推進	
			⇒ 3-17 要配慮者の支援	
			⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進	
	(船舶で航行中に津波警報が出る)	適切な避難行動を知る	⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進	
	(海でレジャー中に津波警報が出る)	適切な避難場所へ誘導を行う	⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進	
(避難場所、方法が分からない)	県民が適切な避難行動をとる	⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練		
		適切な避難場所へ誘導を行う	⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進	
		津波からの事前避難を行う	⇒ 2-22 高台移転に向けた取り組み	

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	孤立者、行方不明者が発生する (行方不明者の捜索、救出活動)	早期に救助救出を行う	⇒ 2-30 地域の防災体制の強化 ⇒ 3-2 応急対策活動体制の整備 ⇒ 3-3 総合防災拠点の整備 ⇒ 3-5 ヘリ運航体制の整備
		負傷者の受け入れ体制を整備する	⇒ 3-6 災害時の医療救護活動体制の整備
区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
くらしを守る	ライフラインが停止する	早期復旧に向け備える	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
	交通網の混乱で移動が困難となる	緊急輸送路を確保する	⇒ 3-24 陸上における緊急輸送の確保
	多数の被災者や、帰宅困難者が発生する	避難所を整備・確保する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進
			⇒ 3-16 要配慮者の避難対策の推進
避難所以外へ避難する	避難所を周知する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進	
その他	揺れや火災、津波などにより文化財が被災する	文化財を災害から守る	⇒ 2-28 文化財の地震対策の促進
	通信が途絶する (道路閉塞や、浸水等で孤立する)	早期に復旧させる	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
		代替機能を確保する	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保
		連絡方法、物資等移送手段を確保する	⇒ 3-10 孤立対策の推進

イ 発生後3日間まで

建物等の倒壊、火災、津波等から県民を救助する活動と、被災地域内での負傷者等への医療救護活動とともに、県外からの支援を受け入れるための対策が中心となります。

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	救助・救出活動が本格化する (行方不明者の捜索や救出活動を行う) (孤立住民を救出する)	初動応急体制を整える	⇒ 2-30 地域の防災体制の強化 ⇒ 3-2 応急対策活動体制の整備 ⇒ 3-3 総合防災拠点の整備 ⇒ 3-5 ヘリ運航体制の整備
		(重症者の広域搬送を行う)	⇒ 3-6 災害時の医療救護活動体制の整備
	(活動員が被災する)	広域医療搬送体制を早期に整える	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保 ⇒ 3-2 応急対策活動体制の整備 ⇒ 4-4 市町村の業務継続計画の検討
		活動員の安否確認を行う	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保 ⇒ 3-2 応急対策活動体制の整備 ⇒ 4-4 市町村の業務継続計画の検討
	(被災状況の情報を入手する) (職員の食糧が不足する)	災害時に対応できる人材を育成する	⇒ 1-4 防災人材の育成
		他機関へ応援を依頼する	⇒ 3-4 県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備 ⇒ 3-2 応急対策活動体制の整備
		情報の収集伝達体制を整備する	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保
		職員用備蓄品を確保する	⇒ 3-8 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進
		応急活動拠点を確保する	⇒ 3-11 応急期の機能配置計画の策定
	救助・捜索中に被災する(二次被害)	余震や津波の情報を迅速に周知する	⇒ 2-4 地震津波の早期検知・伝達体制の整備
		安全確保のための資機材を整備する	⇒ 1-5 消防団体制の充実
		救援活動の安全を確保する	⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練
	避難者が二次災害で被災する	被災宅地・建築物の危険度を判定する	⇒ 3-22 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
	被災者が避難所へ移動する (避難所が不足する) (要配慮者の避難所が不足する)	避難所運営を円滑に行う	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進 ⇒ 1-1 県民への情報提供・広報の推進 ⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練 ⇒ 1-3 自主防災組織の活性化
		避難所を確保する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進
		福祉避難所を確保する	⇒ 3-16 要配慮者の避難対策の推進
		災害時要援護者への支援を行う	⇒ 2-3 社会福祉施設における地震防災対策の促進 ⇒ 3-17 要配慮者の支援
	(環境悪化により疫病、感染症が発生する)	保健師の巡回等を実施する	⇒ 3-18 保健衛生活動の推進
		防疫、消毒作業を実施する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進
	医療機関が被災する	DMATなど医療救護チームを受け入れる	⇒ 3-6 災害時の医療救護活動体制の整備
原子力発電所が被災する	県民の安全を確保する	⇒ 高知県原子力事故災害対策行動計画により対応	

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
くらしを守る	輸送路が寸断する (漂流物により船舶の航行が困難となる)	輸送路を早期に啓開する	⇒ 3-23 緊急輸送のための啓開活動
		漂流物等の流出を防ぐ	⇒ 2-21 津波による漂流物対策の推進
		輸送手段を確保する	⇒ 3-24 陸上における緊急輸送の確保 ⇒ 3-25 海上における緊急輸送の確保
	災害廃棄物が大量発生する	救助の妨げにならないよう災害廃棄物の移動を行う	⇒ 3-11 応急期の機能配置計画の策定 ⇒ 4-2 災害廃棄物の処理体制の整備
	給油所の被災や供給ルート途絶で燃料が不足する	災害時の燃料を確保する	⇒ 3-9 応急対策活動用の燃料確保
	支援物資の搬出入が滞る (備蓄食料が不足する)	拠点体制を整え物資を安定供給する	⇒ 2-30 地域の防災体制の強化 ⇒ 3-3 総合防災拠点の整備 ⇒ 3-4 県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備
		十分な食糧等の備蓄をする	⇒ 3-13 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進
	集落が孤立する (通信、交通の遮断)	連絡方法、物資等移送手段を確保する	⇒ 3-10 孤立対策の推進 ⇒ 3-24 陸上における緊急輸送の確保
		ライフラインの停止が続く (トイレが使用できない)	事業者が業務継続計画を策定する
	ライフラインの停止が続く (トイレが使用できない)	下水道施設の機能を確保する	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
		衛生状態を確保する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進
		簡易トイレを備蓄する	⇒ 3-13 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進
		処理体制を確保する	⇒ 4-2 災害廃棄物の処理体制の整備
		避難場所・避難所以外へ避難する	衛生状態を確保する
	避難場所・避難所以外へ避難する	食料・飲料水等を備蓄する	⇒ 3-13 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進
		企業活動が停止する	事業者が業務継続計画を策定する
ボランティアが集まりはじめる	スムーズに活動できる体制を整備する	⇒ 3-15 災害ボランティアセンターの体制整備等への支援	
治安の悪化により不安が増大する	警ら活動を行う	⇒ 通常業務の中で活動を実施	
多数の遺体が発生する	遺体の処置を迅速に行う	⇒ 3-7 遺体に対する対策の推進	
その他	情報の入手が難しい	正確な情報を迅速に提供する	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保

ウ 発生後2週間まで

人命救助活動の規模が縮小し、避難者対策と復旧対策に移行していきます。特に地震発生後1週間までは、被災者の生活支援対策が中心となります。

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	被災によるショックやストレスによる心身に不調が生じる	心のケアを行う体制を整備する	⇒ 3-19 災害時の心のケア対策の推進
	医療従事者の被災により医療機能が低下する	医療機能を確保する	⇒ 3-6 災害時の医療救護活動体制の整備
	過酷な災害対応業務によって救援活動従事者が疲弊する	災害対応業務従事者への支援を行う	⇒ 3-19 災害時の心のケア対策の推進 ⇒ 4-4 市町村の業務継続計画の検討 ⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	避難所の衛生環境が悪化する	防疫、消毒作業を実施する 保健師の巡回等を実施する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進 ⇒ 3-18 保健衛生活動の推進
くらしを守る	ライフラインの復旧が遅れる	早期普及のための事前準備を行う	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
	(下水道が機能せず公衆衛生が悪化する)	下水道施設を早期復旧する	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
	飼い主不明のペットが放置される	保護体制を整える	⇒ 3-20 ペットの保護体制の整備
	災害廃棄物が復旧の妨げとなる	廃棄物処理の場所や手順を検討する	⇒ 3-11 応急期の機能配置計画の策定 ⇒ 4-2 災害廃棄物の処理体制の整備
	ガレキ等の散乱により衛生環境が悪化する	ガレキの撤去を行う	⇒ 4-2 災害廃棄物の処理体制の整備
	(汚水、堆積物等で疫病発生の危険)	防疫、消毒作業を実施する	⇒ 応急対策活動要領に基づき対応
	ボランティアが多く集まる	スムーズに活動できる体制を整備する	⇒ 3-15 災害ボランティアセンターの体制整備等への支援
	不正確な情報やデマで混乱が起きる	正確な情報提供を行う	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保
生活物資が不足し・価格が高騰する	価格の監視・指導を行う	⇒ 4-3 災害時の消費生活の安定	
その他	復旧活動が本格化する	活動体制を整える	⇒ 4-4 市町村の業務継続計画の検討 ⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	り災証明を求め被災者が窓口によく集まる	円滑にり災証明書等を発行できる体制を整える	⇒ 3-14 避難者支援のためのシステム整備
	通電に伴い火災が発生する	家庭でブレーカーを落とすなど、適切な行動をとる	⇒ 1-1 県民への情報提供・広報の推進
	避難者が自宅を確認するため帰る	被災建築物の危険度の判定を行う	⇒ 3-22 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
	支援物資の仕分けに時間がかかる	効率的な仕分け体制を整える	⇒ 3-3 総合防災拠点の整備

エ 発生後 2 週間以降

地震発生後 2 週間までの業務を引き続き行うとともに、応急仮設住宅の建設など県民の生活再建や復旧・復興に向けた対策が始まります。

区分	何が起こるか(事象や様相)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	先行きの不安や、これまでの緊張や過労の蓄積による心身の不調がおこる	心のケアを行う体制を整備する	⇒ 3-19 災害時の心のケア対策の推進
	災害対応に従事する職員の精神的ストレスが深刻化する	災害対応業務従事者への支援を行う	⇒ 3-19 災害時の心のケア対策の推進 ⇒ 4-4 市町村の業務継続計画の検討 ⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
くらしを守る	避難所生活が長引く (避難所内でトラブルが発生する)	仮設住宅の建設等を行う 避難所運営を円滑に行う	⇒ 3-21 被災後の速やかな応急仮設住宅の供給 ⇒ 3-12 避難体制づくりの推進
	住居の復旧が進まない	被災者用の公営住宅等を確保する	⇒ 4-1 早期に住居を確保するための事前準備 ⇒ 3-11 応急期の機能配置計画の策定
		被災した土地の境界を復元する	⇒ 4-7 地籍調査の推進
		復旧を支援する	⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	地盤沈下した所や低地の排水が進まない	堤防の強化や排水機場の整備等を行う	⇒ 長期浸水対策の推進(参考資料2)
	職場が再開せず生計に不安を持つ	職場の再開(収入の安定)を図る	⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	生活再建に向けた情報が求められる	正確な情報を迅速に提供する	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保 ⇒ 3-14 避難者支援のためのシステム整備
その他	経済が停滞する	民間事業者等が事業を早期に再開する	⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	廃棄物、浸水堆積物、汚水の流出など、環境汚染が深刻化する	速やかに汚染処理を進める	⇒ 4-2 災害廃棄物の処理体制の整備
	被害が大きく復興が進まない	復興シナリオを早期に示す	⇒ 4-6 地震からの復興の事前検討